# 自己評価報告書

平成22年 5月 6日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間:2007~2010課題番号:19730076

研究課題名(和文) 非営利法人等と損害賠償責任の制限

研究課題名 (英文) Nonprofit Organizations and the Limitations of Tort Law Liability

### 研究代表者

堤 健智 (TSUTSUMI TAKENORI)

首都大学東京 社会科学研究科 准教授

研究者番号:20361454

研究代表者の専門分野:社会科学 科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード: 法人

#### 1. 研究計画の概要

本研究は、非営利法人、およびその関係者が負う諸々の損害賠償責任のうち、特に第三者に対する不法行為を理由とする損害賠償責任について、そのあるべき姿を探ろうとするものである。

非営利法人の関係者が負う損害賠償責任 については、一般社団・財団法人法(一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律)制定 の際にも若干の議論が見られたところであ る。しかし、最終的に成立した法律の内容は、 営利法人(株式会社)における規律をほとん どそのまま模倣したに等しいものとなった。 その結果、たとえば役員等について無報酬で あることが少なくないなどといった非営利 法人特有の事情についてはほとんど考慮が されなかったし、また、役員等以外の一般の 団体構成員が負う責任等についてはほとん ど考慮が払われていない。日本における過去 の裁判例などを見る限り、これらの事情が何 らかの形で考慮されるべきか否かという点 は潜在的な問題点として存在するように思 われるところであり、現行法の規律は果たし て妥当なのか、改めて検討する必要があるよ うに思われる。本研究は、このような点につ いて、アメリカ法における charitable immunity に関する議論を参照することで、 一定の示唆を与えようとするものである。

### 2. 研究の進捗状況

(1)日本国内の現行法については、研究の初期 段階から調査・分析を進めた。その結果、本 研究の成果を反映しうるような事例が既に 裁判例にも現れていることが明らかになる など、一定の成果を上げることに成功してい る。

(2)他方、外国法については、主にアメリカ国内の法について調査・分析を進めている。文献の収集については既にかなりの程度進んでいる。尤も、アメリカ国内において、競書種として団体に認められていた免責が、概ね20世紀後半以後一転して主に個人に対して認められるようになっていった理由にで対しては、これをよく示す文献が未だ発見できないない状況である。この点について十分な根拠を示すことは、本研究を万全なものとするためにはきわめて重要なことであり、現在も鋭意準備を進めているところである。

また、収集した資料の分析については、未だ行うべき作業を多く残す状況である。本研究の主たる対象である charitable immunity については、州によっても、また時期によっても扱いが大きく異なる状況にある。このことは、相互の比較によって議論を深める貴重な機会になっていると同時に、その全容把握を著しく困難にしているのも事実であり、今後の作業は容易なものでないことが予想される。

## 3. 現在までの達成度

②概ね順調に進展している。 (理由)

先述の通り、本研究の核となる米国法の分析については、20世紀半ば以降の変遷についてその理由を万全の根拠を以て示すことができない状況にある。この点が課題となっていることなどもあり、現在に至るまで、本研究の成果として文章の形で公刊されたものは必ずしも多くない。尤も、この点については今後の研究に詳細を委ねるという選択肢

もあり得るところであり、他の点については ある程度研究が進捗せいていることなどに 鑑みれば、本研究の今後の展望は必ずしも暗 いものではないものと考えられる。そもそも、 本研究の問題点について、従来日本国内では 意識すら必ずしも及んでいなかったのが実 情であり、このような課題の困難さを勘案す れば、頭書の通りの評価が適切であると思科 する。

## 4. 今後の研究の推進方策

現時点では、研究の方向性自体につき大きく変更する必要性を感じていない。 尤も、男国法研究におけるミッシングリンクをととった。 日本国内に対する示唆があること、日本国内に対する示唆があることは、立法資料については、立法資料については、立法資料については、立法資料については、立法資料については、立法資料については、立法資料については、立法資料の等以外の資料について、後者の点につい資料にの方となる十分な時間を表して、各種の制約が厳しくなる中の方について、各種の制約が厳しくなる中の方と、各種の制約が厳しくなるよう努める方針である。

### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①<u>堤健智</u>「判例批評-少年団員の不法行為と 団長の損害賠償責任」法学界雑誌 50 巻 2 号 (2010 年) 査読無し